

泉大津労働基準監督署発表  
令和6年10月30日（水）

泉大津労働基準監督署  
電話 0725-27-1211

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（墜落による危険を防止しなかった疑い）

令和6年10月30日、泉大津労働基準監督署（署長 かわばた はるひさ 川畑 晴久）は、株式会社銀装及び同社羽衣工場の工場次長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

- 株式会社銀装（以下「被疑会社」という。）  
本社所在地 大阪府大阪市中央区心斎橋筋  
事業内容 菓子類製造販売業
- 同社羽衣工場の工場次長A（以下「被疑者A」という。）

#### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反  
同法第21条第2項  
同法第27条第1項  
労働安全衛生規則第519条第2項  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第122条（両罰規定）

#### 3 事件の概要

被疑者Aは、令和6年1月6日、羽衣工場において、労働者に高さ2.5メートルのコンベヤ天板上において掃除作業をさせるに当たり、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落による危険を防止するための措置を講じなかったものである。

#### 4 参考事項

- 被疑会社では、上記の措置を講じなかった結果、労働者が工場床面に墜落し、死亡する災害が発生している。
- 関係法条文は別紙のとおり。

## 関係法条文

### 労働安全衛生法

**第二十一条** 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**第二十七条** 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者二～四 (略)

**第百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生規則

**第五百十九条** 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。